平成31年3月教育委員会臨時会 会議議事録

1 招集年月日 平成31年3月28日(木)午後4時

2 招集場所 第3委員会室

3 出席者 教育長 大場健哉

教育長職務代理者 遠藤 一幸

二番委員 髙 橋 明 子

四番委員 大森佳彦

欠 席 者 三番委員 荒 明 美恵子

4 出席職員 教育部長 江花一治

教育部参事 佐 藤 志 健 教育総務課長 大 瀧 浩 信 学校教育課長 坂 口 伸 生涯学習課長 田部 教育総務課長補佐 佐 藤 裕 市

 学校教育課長補佐
 瓜 生 昭 彦

 生涯学習課長補佐
 田 中 勲

 文化課長補佐
 鈴木宏康

 中央公民館長補佐
 佐藤誠

5 閉 会 午後5時22分

平成31年3月教育委員会臨時会

日 時 平成31年3月28日(木)午後4時 会 場 第3委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 書記の指名
- 4 報告事項

報告第29号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について

- 5 承認事項
 - 承認第 5号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示の承認について
- 6 審議事項
 - 議案第42号 喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則 について

議案第 43 号 喜多方市公民館組織運営に関する規則の一部を改正する規則について

7 その他

- (1) 教育長及び各委員から
- (2) 事務局から
- 8 連絡事項
- (1) 平成31年喜多方市立小・中学校入学式について
- (2) 平成31年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)について
- 9 閉 会

教育長

こんにちは。

本日、荒明委員、欠席ということであります。

全員おそろいになりましたので、これより平成31年3月教育委員会の臨時会のほうを開催いたします。

開会時刻は午後4時37分ということでお願いします。

続いて、会期の決定についてお諮りをします。会期につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということでありますので、会期について は本日1日と決定いたします。

続いて、3番の書記の指名についてお諮りをします。書記につきましては、教育総務課の佐藤裕市課長補佐を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認めます。それでは、書記には、教育総務課の佐藤 裕市課長補佐を指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいた します。

教育長

それでは、報告事項1件ありますが、ここを取り上げたいと思います。

報告第29号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてでありますが、まず加筆、訂正も含めてあったら。

教育総務課長 教育長 加筆・訂正はございませんので、よろしくお願いします。 説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、報告第29号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてに入る前に、今回報告第29号とその下、5番目の承認第5号、同じ職員の異動の内示の関係なんでございますけれども、こちらにつきましては3月の定例会のときの教職員の異動の内申の関係と同じでございまして、まず、1ページを開いていただきまして上から4行目でございます。

中ほどから喜多方市教育委員会教育長の専決規定がございまして、こちらの第1項のほうで教育長が専決できる事項を定めております。この中で、職員の人事関係につきましては、教育長が専決できることになっております。ただし、括弧書きで、いわゆる管理職、教育部長や参事、課長及び校長、こちらについては専決できないという除外規定がございます。ということで、課長職以外の職員に関しては専決規定によりまして専決して教育委員

会に報告するということで報告事項でございます。

課長職以上、部長、参事、課長、校長につきましては専決ができませんので、4ページをお開きいただきますと、これも同じ4行目に教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則がございまして、第3条のほうで専決できないんですけども、どうしても緊急に処理必要がある。なおかつ教育委員会の会議を招集するいとまがない場合には、臨時に代理して処理することができるというような規定がございます。今回、市長部局と一緒に内示をしなければいけないということで、3番の内示年月日とありますように、3月19日に内示を行ってございますので、今回教育委員会の会議を招集するいとまがなかったということで臨時に代理して処理させていただいております。

この場合、臨時に代理して処理した場合には、教育委員会の会議で報告してその承認を求めなければならないというふうになっておりますので、こちらは承認事項となってございます。いわゆる部長、参事、課長、校長に関しましては、こちらのほうで承認が必要ということで承認事項ということになってございます。

以上、この報告と承認の区別ということでご説明させていただきました。

では、報告第29号でございますけれども、1ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてでございますけれども、平成31年3月31日付及び平成31年4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示につきましては、先ほどありました専決規定第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同規定第2項の規定により報告するものでございます。

内示の内容につきましては別表のとおりでございまして、後ほど説明いたしますが、内示年月日につきましては先ほど申しました平成31年3月19日でございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

こちら別表でございます。平成31年3月31日で異動等が12件ございます。今年度は市長選挙がございましたので3月と5月に異動がございました。今年度は3月で11件、5月で12件、あわせて23件でございましたので、今年度よりは少ないような異動でございます。

2番目の平成31年4月1日付異動につきましては、今回23件ご

ざいました。昨年につきましては同様で39件でございましたので、昨年度よりは少ないというような状況でございます。詳細についての説明は省略させていただきます。

説明につきましては以上でございます。

教育長

それでは、今ほどあったように承認の部分も含めてですが、そういった規定があるということでありますが、まず最初の報告の内容について2ページ、3ページの内容となりますが、ここについてご意見、ご質問ありましたらお願いします。よろしいですか。 <なしの声あり>

教育長

それでは、特に異議なしということでありますので、これを承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、報告第29号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についての内容については承認することといたします。

続いて、5番の承認事項でありますが、承認第5号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示の承認についてということで、ここについて事務局からもう一度説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、承認第5号につきまして説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示の承認についてでございますけれども、こちらにつきましても3月31日付及び4月1日付で発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示につきまして、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり、臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回の異動につきましては、3月31日付及び4月1日付ともに 1件でございまして、両方学校教育課長の異動でございます。

昨年はちなみに3月31日付が2件で、4月1日付異動が3件で ございました。内示年月日につきましては平成31年3月19日でご ざいます。

説明は以上でございます。

教育長

今説明ありました承認第5号の内容についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、この承認第5号の内容について承認するということでご 異議ございませんか。 <異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、承認第5号喜多方市教育委員会職員の異動に 係る内示の承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、6番の審議事項に移りますが、ここについてまず 事務局から加筆・訂正ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちらにつきましても加筆・訂正等はございませんのでよろしくお願いいたします。

教育長

はい、わかりました。

それでは、議案の第42号喜多方市教育委員会教育部組織規則の 一部を改正する規則についてを取り上げます。

ここについて事務局より説明を求めます。

教育総務課長

それでは、議案第42号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則につきまして説明させていただきますので、5ページをまずお開き願いたいと思います。

済みません。まず6ページからお願いいたします。

6ページの真ん中ほど、提案理由がございますけれども、提案 理由でございますが、生涯学習課生涯学習係及びスポーツ振興係 並びに文化課文化振興班の事務分掌を改めるため、喜多方市教育 委員会教育部組織規則の一部を改正するものでございます。

前のページに戻っていただきたいと思います。5ページでございますけれども、喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を次のように改正するというもので、第6条、第7条につきましては、各号を全て改める。

第9条につきましては記載のとおりでございますが、なおわかりやすいように別表1ということでこちら新旧対照表をつけさせていただきました。こちらをごらんいただきたいと思います。

こちら議案の42号と43号につきましては、今年度中に事務分掌の見直しをずっと行ってまいりまして、その見直しがまとまりましたので今回改正するということで提案させていただいたものでございます。

改正の主な内容につきましてでございますけれども、生涯学習 課につきましては、この改正後の第6条の第1号と第7条の第1 号をまずごらんいただきたいと思いますけれども、第6条の第1 号として生涯学習の総合的な企画調整及び推進に関すること、第7条の1号といたしまして生涯スポーツの総合的な企画調整及び推進に関することということで、生涯学習を進める教育部の中の生涯学習課、文化課、中央公民館、この中で、生涯学習と生涯 スポーツの総合的な企画調整を行うところが生涯学習課という ような事務分掌に今回改めさせていただいております。

もう一つ大きいところが、第6条の第5号と第7条、こちらに つきましては、社会教育施設と社会体育施設の設置及び維持管理 に関すること、この2点がやはり同じく生涯学習課のほうで担当 するというようなことの改正でございます。

次に、現行の図書館に関すること、こちらが文化課から削除されまして、図書館の維持管理に関することが新たに生涯学習課のほうに入っております。

次の第43号の部分、中央公民館の部分に関連するんですけど も、別紙2のほうをごらんいただければと思います。

改正後の第3条の第11号ということで図書館の運営に関して は中央公民館が行うという内容の改正でございます。

文化課の関係で現行第6号は図書館に関することが削除されたんですけども、新たに第2号として重要伝統的建造物群保存地区の保護に関することという項目が加わってございます。こちらにつきまして小田付地区が重要伝統的建造物群保存地区に指定されておりますので、今回この新たな部分が入ってまいりました。

それで、この保護に関すること以外、メーンになる整備や活動などに関することにつきましては、今度4月から新たに建設部のほうに都市整備課ができまして、そちらが主に喜多方市のまちづくり関係を担う部門になります。文化課のほうはこの保護に関することということで事務分掌が区分されてございます。

第42号につきまして主な改正については以上でございます。

今、事務局より議案の第42号に関する内容について説明がありましたが、ご質問、まずありましたらお願いいたします。

髙橋です。今ほどご説明はいただいたんですが、もう一度お願いしたいのは、図書館の運営とそうでない部分が分かれる、文化課から離れて生涯学習課に図書館に関することというのが行くということを伺って、その後に改正後は図書館の運営に関することは中央公民館というご説明があったと思うんですが、その辺のところをもう少し説明をお願いします。

図書館につきましては、これまで文化課のほうで担当しておったわけですけれども、その担当につきまして図書館の施設の維持管理関係を含めて、社会教育施設の関係の維持管理につきましては全て生涯学習課のほうで担うと。図書館の実際の運営、こちら

教育長

髙橋委員

教育総務課長

に関しましては中央公民館のほうが担うというような区分でご ざいます。

教育長

今、改編を少し進めていて、生涯学習課のほうで公民館の事業 とか、文化課の事業にかかわる部分でトップになるというか、そ ういうシステムなんです。つけ足し、何かありますか。よろしい ですか。

教育部参事

少し補足をさせていただきますが、中央公民館、公民館部分については次の号での規則の改正になるんですけれども、これまで中央公民館のほうで市内に15の公民館ありましてそちらの施設の維持管理の部分も携わっていたと。かなりこの部分については専門的な知識も必要だし、人員的にも必要だということで、社会教育施設、公民館全般については生涯学習課のほうで施設の管理等については携わると。実際活動、運営については中央公民館が今までどおり行うというような形にしたいというふうな改正の内容になっております。

図書館も同じようにこれまで文化課で対応していたんですけども、文化というよりは、これは生涯学習施設でありますので、本来であれば生涯学習課のほうで所管すべき建物であろうというふうに考えてございます。したがいまして、施設については、今お話ししましたとおり、公民館と同じような考え方で、施設、ハード面になりますが、その部分については生涯学習課が所管すると。それを運営ということで今ほど教育総務課長からあったように、今ですと、指定管理者を指定しているという状況になりますので、そういった手続だとか、実際図書の貸し出しだとか、そういった運営に関しては中央公民館のほうで、いわゆる公民館、図書館との連携、そういったところも強化するという意味合いで今回このような改正をさせていただきたいというような内容でございます。

教育部長

簡単に言うと、建物が壊れたとか直さなきゃないとか、そういう施設の維持管理は全部生涯学習課。講座だとか、図書館でやっているいろいろな事業の運営は中央公民館。建物と中でやる事業を分けたというふうな形で考えていただければいいとか思います。

教育長

今まではそれぞれの課で建物も含めてやっていたということで、ある意味、業務もいろいろ煩雑、多岐にわたったり、かなり大変だったと思うんですが、それをちょっと整理して生涯学習課のほうできちんと建物管理はしていくと。実際の業務関係につい

ては、それぞれの課のほうでさらに今度充実した活動を行うよう にシステムの変更をしていくというような流れです。

髙橋委員

具体的に図書館のことを考えると、ここにまたTRCという機関を運営している形なんで、県立図書館との兼ね合いというのがあり、公立図書館としての喜多方市立図書館という立場もありで、何かすごくごちゃごちゃとした中でいろいろないい方法を考えなくてはいけないという、とてもやりづらかったと思うんですが、その辺はすっきりするのかなという感じはするんですが、中央公民館が図書館の運営に関して代表的な権限を持つというか、代表になるというか、図書館の運営や地域の図書室のことなどについて問い合わせや相談を受けるのは、中央公民館にしてもいいということになるんですか。

教育部長

そのとおりでございます。図書館の運営については、中央公民館が統括してやると。市立図書館の運営自体も指定管理者という制度がありますけれども、どうやって市立図書館を運営していくのか、あるいは公民館図書室のほうの運営も含めてそこを統括するのが中央公民館でやるということになります。(「はい、わかりました」の声あり)

教育長

よろしいですか。

大切な内容なのでどんどんわからないことがあれば。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

大森委員

大森でございます。別表1の生涯学習課の第6条の10号と11号ですかね、ユネスコ活動に関すること、そして、視聴覚教育に関することというのが、改正後のこの生涯学習係の分掌事務の中にも入っていないということなんですが、この経緯を教えていただければと思うんですけど。

教育部長

現行の部分は、そもそも文言が整理されていない部分がありまして、例えば今のユネスコは少し異質かもしれませんけど、右側の(11)の視聴覚教育だとか、その上のほうの(7)の青少年とか成人教育だとか、これはそもそも社会教育とか、生涯学習の中にもう特に含まれている部分なので、あえて個別に出している形になっているんですね。例えば現行のような定め方でやるとすれば、ここに家庭教育はないんじゃないかとか、そういう話になってしまうんで、統括して生涯学習の総合的な企画調整、推進だとか、そういうことでまとめてしまったというふうな中身になっています。

教育長

よろしいですか、ほかにご質問はありましたでしょうか。

続いて、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか、いいですか。

<なしの声あり>

教育長

ご意見、ご質問ないということで、それでは、議案第42号について皆様方の決をとりたいと思いますが、この原案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしということでありますので、議案第42号喜多方市教育 委員会教育部組織規則の一部を改正する規則については、原案の とおり可決することといたします。

続いて、議案第43号、先ほど少し内容的には入りましたが、喜 多方市公民館組織運営に関する規則の一部を改正する規則につ いて、事務局より説明を求めます。

教育総務課長。

それでは、第43号の説明に入らせていただきます。

まず、8ページをごらんいただきたいと思います。こちらも提 案理由のほうからご説明申し上げます。

中央公民館企画事業係の事務分掌を改めるため、喜多方市公民館組織運営に関する規則の一部を改正するものでございます。

7ページにお戻り願います。

喜多方市公民館組織運営に関する規則の一部を次のように改正するということで、新旧対照表の別紙2のほうをごらんいただきたいと存じます。

先ほど説明させていただいたんですけども、今回大きな部分といたしましては、右側の現行の部分から説明しますと、第4号、施設の維持管理に関しましては生涯学習課で行うということで第4号は削除になります。第10号が生涯学習事業及び生涯スポーツ事業の企画及び運営に関することということで、総合的な企画調整は生涯学習課が行い、実際の企画及び運営については中央公民館が行うというような内容でございます。

11号から14号の部分につきましては、それぞれ各施設のほうの 運営については中央公民館が行うというような内容でございます。

もう一度、7ページにお戻りいただきまして、この規則は公布 の日から施行したいというものでございまして、実際にはこの公 布の日を新年度の4月1日を現在予定してございます。

説明は以上でございます。

教育長

事務局より議案第43号について説明ありました。

まず初めに、ご質問がありましたらお願いいたします。

大森委員

大森でございます。別紙2の新旧対照表の現行の(11)、前各 号に掲げるもののほか、必要とする事業というところが、改正後 については特には入っていないようにお見受けしたんですけど も、これは何か理由があるんでしょうか。

教育長

現行の(11)ところが、新しい改正後には省略というか、ない わけですが、ここについてということです。

教育部長

現行の前号に掲げるもののほか、必要とする事業という表現ですけども、これは一般的に条例とか規則とか要綱とか、市役所ありますけど、それ定めるときに一応その前にいろいろ規定してあって、それ以外に必要とするものを行いますよとかという規定になるんですけども、そういう規定の仕方というのは、上に掲げてあるもの以外に何かほかにも、簡単に言いますと、あるかもしれないというか、関連する事項が出てくるかもしれないというのを想定して規定しておくというのが、そういうやり方、手法になっています。

今回の場合は、もう左側のところで公民館の事務分掌については全て網羅しているというふうなことになるので、あえてここのそのほか必要とする事業ということは削除したということになります。

もし、そうはいっても何か、例えばあるかもしれないということは想定はしていないですけれども、あったとしても公民館事業含めた生涯学習等の推進についての全体的な総合調整というのは、生涯学習課、先ほどで担当するようになるので、そこにはもう生涯学習の総合的な企画調整推進とかという言葉で網羅しているので、簡単に言えば漏れはないという言い方は変かもしれないですけども、そういうふうに整理したという中身でございます。(「わかりました」の声あり)

教育長

よろしいですか。

くなしの声あり>

教育長

では、ご意見のほう、ありますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、議案第43号についてお諮りをいたします。

議案第43号は、原案のとおり決するということにご異議ござい ませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしと認めますので、議案第43号喜多方市公民

館組織運営に関する規則の一部を改正する規則については、原案 のとおり可決することといたします。ありがとうございました。

以上で審議事項のほうは終わりたいと思います。

続いて、7番のその他に移ります。

(1)教育長及び各委員からということで、何かその他についてございますか。委員の皆さん。私からは特にないので。

それでは、事務局からその他ございますでしょうか。

教育長

<なしの声あり>

教育長

それでは、8番の連絡事項に移ります。

初めに、(1)の平成31年喜多方市立小・中学校入学式についてということで、事務局より説明を求めます。

学校教育課長

それでは、9ページをお開き願います。

平成31年度喜多方市立小・中学校入学式出席者一覧表ということでご用意をさせていただきました。これは3月の定例会でもお示しをした内容ですが、先ほどの人事異動等もございます。異動者の名前に改めさせていただいたものでございます。ご確認をいただきたいと思います。

なお、委員の皆様につきましては前回と変わってございません ので、ご確認をお願いいたします。

なお、前回訂正をさせていただきました大森委員におかれましては、大変申しわけございませんでした。午前中の小学校、第二小学校でのPTA会長としてのご出席をお願いできればというふうに思います。

祝辞で市長、小学校1校、中学校1校がございますが、本市小・中学校の入学式につきましては、市長の代理で行かれて代読ということはございません。議長の祝辞もございませんので、蛇足ではございますがご説明申し上げたいと思います。

なお、大変恐縮なんですが、本会終了後、学校教育課長補佐より当日の告辞と案内文を作成させていただきましたのでお渡しをさせていただきます。お持ちいただければと思います。以上でございます。

教育長

今、事務局から小・中学校の入学式の出席者等についてあった わけですが、ここについてご意見、ご質問ありましたらお願いし ます。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、今の喜多方市立の小・中学校入学式の出席者関係についてはこの程度といたします。

続いて、(2)番、平成31年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)についてということで事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、10ページをお開き願います。

3月の定例会でご説明申し上げたときと変更あった部分だけ ご説明させていただきたいと思います。

まず、4月10日でございますけれども、定例会のほうが14時からということで、その理由といたしまして下の段の第1回目の総合教育会議、こちら前回の予定ですと、11時からということだったんですが、日程関係、調整の関係で午後1時から、総合教育会議を午後1時から、総合教育会議終わり次第、ちょっと間をあけさせていただいて定例会のほうを開催させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、場所ですけれども、第2委員会室、同じ4階ですけれど もいつもと違う場所ですのでよろしくお願いいたします。

それから、5月なんですけれども、前回5月9日の木曜日、定例の木曜日ということでご案内差し上げたんですけれども、教育長が出席する会議と重なってございましたので、翌日の10日の金曜日ということで開催させていただきたいと思います。こちらについては、定例会は午後1時からです。やはり同じくこの日も総合教育会議を開催させていただきたいと存じまして、一番下でございますが、5月は逆に定例会終わって終了後に総合教育会議のほうを開催させていただきたいと存じます。午後3時半から第2回目の総合教育会議を予定してございますのでよろしくお願いいたします。庁議室といって、これは2階に会議室ございます。この辺は1回、教育長室にお集まりいただいた後、ご案内させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

定例会関係は、あと今のところ、変更はございません。

下の段の今後の日程でございますけれども、4月3日水曜日午後3時からはきょうと同じような教職員の対面式、新しい教職員との対面式がございますので、こちらのほうの出席、皆様全員の出席をお願いいたします。

次は、先ほど学校教育課からもありましたように、4月8日に つきましては小・中学校の入学式でございますが、こちらについ てもご対応をよろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

教育長

今後の日程等について今、説明がありました。特に最初にあっ

た4月と5月の定例会、この日に合わせて総合教育会議も行うということであります。

ここについてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。 よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、忙しい中とは思うんですが、この日の出席のほう、

よろしくお願いいたします。

連絡事項、以上2件でしたが、ほかにはありませんか。

<なしの声あり>

教育長 ないということでありますので、これをもちまして、平成31年

3月の教育委員会臨時会を終わりたいと思います。

終了時刻ですが、午後5時22分ということでお願いいたしま

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会(午後5時22分)

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二番委員

四 番 委 員

教育総務課長補佐